

平成30年度 習志野市青少年問題協議会 会議録

1 日時

平成30年7月23日(月) 13時30分～14時45分

2 開催場所

習志野市庁舎3階 大会議室

3 出席者氏名

出席委員:宮本 泰介 委員(会長)、植松 榮人 委員(副会長)、相原 和幸 委員、
(22名) 鈴木 竜也 委員、五木田 文孝 委員、高橋 君枝 委員、海寶 嘉胤 委員、
増田 美代子 委員、央 重則 委員、廣瀬 博 委員、松濱 幸子 委員、
五十嵐 久仁 委員、佐々木 秀一 委員、植草 洋子 委員 加川 美奈子 委員、
太田 忠 委員、岩田 寛 委員、小西 薫 委員、富所 緑 委員、菅原 優 委員、
小澤 由香 委員、櫻井 健之 委員(敬称略)

欠席委員:久保 秀一 委員、中台 雅之 委員、吉田 勝幸 委員(敬称略)
(3名)

出席職員:齊藤生涯学習部長、岡村生涯学習部次長、奥井生涯学習部副参事
渡辺青少年センター所長、長谷川主査、近藤主査

傍聴者 : 0名

4 協議会内容

開会

- ① 会議録の作成
- ② 会議録署名委員の指名
- ③ 協議

【協議1】 地域で守る子どもの安全について

講師 習志野警察署 生活安全課長 山本 岳志 氏

【協議2】 習志野市青少年有害図書規制に関する条例について

- ④ その他

閉会

5 議事録(要点筆記)

会長

協議1 地域で守る子どもの安全について、習志野警察署 山本生活安全課長より説明を求める。

講師

～～ 資料に基づき説明 ～～

会長

ただ今の説明について、質疑、意見等を求める。

委員

子ども会育成会では、子ども達への安全教育について、危険予知トレーニングとして、イラストシート等を使った安全教育を行っている。子ども達は大人が考える以上に、様々な危険を察知し、それに対してどうしたら良いかを考えていることが伺え、危険予知トレーニングは素晴らしいものであると考えている。

警察では、どのような安全教育を行っているのか御教示願う。

講師

警察では、防犯教室や不審者訓練等の実体験の訓練を行っている。

松戸市では、イラスト等を用いた安全教育について、学校が主体となり教育現場にて取り組まれている。

会長

協議2 習志野市青少年有害図書規制に関する条例について、事務局より説明を求める。

事務局

本条例は習志野市文教住宅都市憲章の精神に基づき、有害図書により著しく青少年の健全な発達を阻害する恐れがある行為を防止することにより環境を整備し、青少年の健全育成を図ることを目的として昭和52年に制定された。

青少年の健全育成を阻害する恐れがあると認められる図書、条例では図書を書籍、雑誌、絵画、写真と定義しており、この図書に特化して、有害図書の指定、販売業者への勧告、立ち入り調査、青少年有害図書審議会の設置などが規定されている。

これまでの取り組みは、青少年有害図書審議会委員を中心に有害図書を販売する自動販売機の撤去、書店等への立ち入り調査の実施、陳列方法の指導など適正な販売方法の順守に取り組んできた。

その結果、自動販売機の完全撤去など環境整備については、一定の目的を達成したと考えている。

一方、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、インターネットの普及に伴うトラブルが新たな問題として生じている。本市としては、この状況を踏まえ、図書に特化した青少年有害図書規制に関する条例を廃止し、今後は、インターネットや有害図書の規制も含めた幅広い分野に

ついて、この青少年問題協議会にて御審議していただくことを検討している。

有害図書のみにとどまらず、それも含めた様々な媒体について、総合的に御審議いただくことは、青少年健全育成全般の更なる強化、前進につながるものと考えている。

会長

私は、議員時代に青少年有害図書審議会に参画していた。

しかし、規制する図書は月刊誌や週刊誌であり、例えば、7月号の規制をしようとしても、行政手続きに数か月を要し、仮に10月に「この本は売ってはいけません」となっても、該当の7月号はもう売っていないという状況が実態であり、有名無実な規制だと感じていた。

有害図書規制に関する近隣市の状況を鑑みても、野田市以外は条例も審議会も無く、野田市にあっても、長期間にわたり有害図書について審議をした事実はないと聞いている。

経験や近隣市の状況により、青少年有害図書規制に関する条例を廃止し、この青少年問題協議会にて、有害図書規制に関することを含め、総括的に議論、協議していくことがベターだと考えている。

委員

現役の青少年有害図書審議会の委員として、有害図書については、書店やコンビニでの陳列方法や販売方法を見ても、既に適正な措置が講じられていると考える。むしろ、現代はスマホ、SNS、インターネットに関連した問題がより深刻であると考えている。

事務局

近隣市の状況や千葉県のパフレットにあるよう、図書に特化した規制については、一定の目的を達したと考えている。

今後は、青少年有害図書規制に関する条例を廃止し、現代事案に即した、インターネット、SNS等への強化をしていくためにも、この青少年問題協議会において、包括的に協議をしたいと考えている。

委員

近隣市の状況について、ほとんどの市は有害図書規制に関する条例はないが、健全教育条例などで対応しているのか。

また、千葉県が発行している「青少年健全育成条例のしおり」があるが、これに対応した市条例等はあるのか。

会長

只今の質問と合わせて、有害図書規制に関する活動状況についても紹介を求める。

事務局

有害図書審議会の開催状況として、年1回の開催としており、審議する図書については、有害図書審議会の委員並びに事務局職員が市内の書店、コンビニ等に実地調査を実施し、適正に販売されているかを目視により調査している。

その際、正しく販売されていない図書、具体的には、千葉県のパンフレットの2頁に記載されている、陳列棚での仕切りの設置、また、図書本体へのビニール包装やヒモ掛けといった措置がなされている図書は、適正な販売方法と判断している。

よって、適正な販売が履行されておらず、乱雑な陳列状況であるもの等が有害図書として指定される対象とみなされ、審議会への諮問答申を経て有害図書として指定される。

なお、過去に有害図書として指定した実績としては、平成29、27、26年度は諮問図書なしにつき指定図書数は0冊、平成28年度は2冊を指定している。しかしながら、その2冊についても、冒頭に会長から説明があったとおり、指定したタイミングでは既に販売が終了していた。

また、千葉県の青少年健全育成条例に付随する市条例は設置されておらず、近隣市において独自の市条例も設置されていない。

このことは、県条例をもって、包括できていると考えられるためであろうと思われる。

会長

先に触れたように、本市の有害図書規制に関しては、千葉県の青少年健全育成条例に則った活動をベースとし、習志野市としても、習志野市有害図書規制に関する条例を独自に定め活動をしているが、規制の対象とした本が月刊誌だった場合、月刊誌は各月号の販売期間が短く、審議し規制する頃には既に販売が終了しているといった不具合がある。

先ほどの質問にあった、千葉県の青少年健全育成条例に対応した市条例ということだが、基本的には当該県条例を遵守し、この協議会にて審議対応していくことを考えている。

よって、習志野市有害図書規制に関する条例を廃止した際には、この青少年問題協議会にて協議していくことでよろしいか。

～～「異議なし」と呼ぶものあり～～

事務局には、只今いただいた意見や提言を真摯に受け、しっかりと施策に反映し、更なる強化につながるよう求める。

以上、閉会とする。

6. 所管課名

教育委員会生涯学習部 社会教育課

電話番号 047-453-7328

FAX番号 047-453-9384